

令和5年度

東栄町補正予算書

目 次

一 般 会 計	1
国 民 健 康 保 險 特 別 会 計	7

令和5年度

東栄町一般会計

補正予算書

(第3号)

議案第38号

令和5年度東栄町一般会計補正予算（第3号）について

令和5年度東栄町一般会計補正予算（第3号）案を別紙のとおり提出するものとする。

令和5年6月7日提出

東栄町長 村上孝治

令和5年度東栄町一般会計補正予算（第3号）

令和5年度東栄町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80,153千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,574,006千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
14	国庫支出金	175,804	20,743	196,547
	2 国庫補助金	102,012	20,743	122,755
15	県支出金	285,782	5,069	290,851
	2 県補助金	189,650	4,999	194,649
	3 県委託金	45,899	70	45,969
18	繰入金	382,745	1,272	384,017
	1 基金繰入金	382,745	1,272	384,017
19	繰越金	106,999	40,169	147,168
	1 繰越金	106,999	40,169	147,168
21	町債	169,900	12,900	182,800
	1 町債	169,900	12,900	182,800
	歳 入 合 計	3,493,853	80,153	3,574,006

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	議会費	43,788	100	43,888
	1 議会費	43,788	100	43,888
2	総務費	574,569	27,525	602,094
	1 総務管理費	461,366	27,034	488,400
	2 徴税費	42,628	468	43,096
	3 戸籍住民基本台帳費	40,797	23	40,820
3	民生費	642,397	500	642,897
	1 社会福祉費	407,604	268	407,872
	2 児童福祉費	134,857	232	135,089
4	衛生費	468,273	8,362	476,635
	1 保健衛生費	370,738	8,314	379,052
	2 環境衛生費	97,535	48	97,583
5	農林水産業費	433,329	774	434,103
	1 農業費	84,855	774	85,629
6	商工費	81,252	29,938	111,190
	1 商工費	81,252	29,938	111,190
7	土木費	345,442	10,785	356,227
	2 道路橋梁費	131,136	10,000	141,136
	4 都市計画費	130,753	785	131,538
9	教育費	214,589	2,169	216,758
	1 教育総務費	61,504	△277	61,227
	2 小学校費	24,125	420	24,545
	3 中学校費	21,772	2,026	23,798
	歳 出 合 計	3,493,853	80,153	3,574,006

第2表 地方債補正

1. 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
町道東栄中学校線改良工事	9,800 千円	証書借入	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構及び銀行等資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
計	9,800 千円			

2. 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
柿平橋橋梁補修工事	6,900 千円	証書借入	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機関及び銀行等資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直しの後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	10,000 千円	証書借入	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機関及び銀行等資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直しの後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
計	6,900 千円				10,000 千円			

令和5年度

東栄町国民健康保険特別会計

補正予算書

(第1号)

議案第39号

令和5年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

令和5年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案を別紙のとおり提出するものとする。

令和5年6月7日提出

東栄町長 村上孝治

令和5年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和5年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ435,903千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	国民健康保険料	77,317	22	77,339
	1 国民健康保険料	77,317	22	77,339
5	繰入金	48,768	53	48,821
	1 他会計繰入金	48,767	53	48,820
10	国庫支出金	0	5	5
	1 国庫補助金	0	5	5
	歳入合計	435,823	80	435,903

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	保険給付費	275,066	80	275,146
	4 出産育児諸費	421	80	501
	歳 出 合 計	435,823	80	435,903